

別記様式（第7条、第9条関係）

令和4年4月13日

生駒市議会議長 中谷尚敬様

会派名 市民ネット

代表者の氏名 吉波伸治

(会派に所属しない議員にあっては、議員の氏名)

令和3年度政務活動費に係る収支報告書等について

生駒市議会政務活動費の交付に関する条例第7条の規定により、別紙のとおり  
令和3年度政務活動費収支報告書等を提出します。

別紙

令和3年度政務活動費収支報告書

会派名 市民ネット

代表者の氏名 吉波伸治

1 収 入 政務活動費 360,000円

2 支 出

項目	金額	備考
調査研究費	円	
研修費	円	
広報費	311,184円	市議会だより
広聴費	円	
要請・陳情活動費	円	
会議費	円	
資料作成費	円	
資料購入費	円	
人件費	円	
事務所費	円	
合計	311,184円	

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

3 残額 48,816円

帳簿出支別項目費動活動務政

樣式第1號

令和3年度

## 政務活動費領収書台帳

[整理番号] \_\_\_\_\_

整理番号

## 領收証

市民ネット 吉波 様

金額

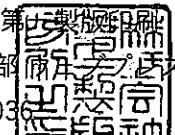
¥152,300

但 市議会だより (22年3月議会) 31,500部 印刷代として

2022年 3月 28日

上記正に領収いたしました

株式会社 第七製版印刷  
 通販事業部 〒641-0036  
 和歌山県和歌山市西浜1660  
 TEL 073-423-9999



## 領 収 証

No 000160

市民ネット吉波伸治

様

金額

¥158,884×

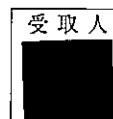
金額の内消費税

円也

但し 2022/4/3 折込分  折込チラシ  印刷  
 上記の金額正に領収致しました  その他( )

2022年 3月 31日

株式会社朝日オリコミニ大阪

〒530-0005 大阪市北区中之島2-3-18 中之島フェスティバルタワー19階  
 電話 06(6226)1290㈹ FAX 06(6226)1391

※金額の訂正したもの、また社印および受取人印（またはサイン）のなきものは無効とします

0-202008



# 市議会だより（2022年 3月議会 速報）

生駒市議会 市民ネット 吉波伸治よしなみのぶはる

発行人：吉波伸治  
〒630-0121 生駒市北大和3-2-7  
TEL&FAX：0743-84-4355  
(市民ネットの「市議会だより」は、政務活動費を活用して作成・配布しています。)

## 「生駒市政」のあり方 ～「ポストコロナ社会構築に向かう市政」に！～

### はじめに

Think Globally, Act Locally (シンク・グローバリー、アクト・ローカリー) ~地球規模で考え、足元から行動せよ~

これが市長・議員の市政を動かす態度でなければなりません。

地球規模で考えた場合、今、世界がやらねばならないのは、①コロナパンデミック（世界的規模のコロナ禍）を招いた自然破壊と都市過密化にストップをかけること。また、一部の人はコロナ禍を利用して、または、コロナ禍にもかかわらず利益を増大させてますます豊かになる一方、多くの人々は働く機会の喪失・縮小を余儀なくされ、健康を奪われるなどして窮屈化することでもたらされた格差拡大にストップをかけ、それを解消しながら、②みんなが安心して楽しく生きていける社会をつくることです。この①と②を実現していくことが「ポストコロナ社会」の構築です。

そのように考えると、市長と議員がしなければならないのは、生駒市において、ポストコロナ社会構築に向けた施策を推進することです。

このことが、この3月議会で問われたことですが、結論を先にいうと、残念ながら、答えはNOでした。

以下、そのことについて述べてまいります。

### 【1章】新年度予算の審議・採決

(1) 先月24日に閉会した3月定例議会では新年度予算が審議・採決されました。

私は、この予算が、ポストコロナ社会の構築に向けたものではなく、むしろ、それを逆行させるものであるとの観点で反対討論をおこないました。

(2) で、その討論を記載いたします。なお、討論は委員会審査をしてきた議員を対象としたものであり、その審査を傍聴されていない市民の方々にも趣旨を十分に理解していただくため、かなり修正加筆しておりますことをお断りいたします。

#### (2) <反対討論>

この予算には、いくつかの問題点があり、時間の制約から、重大な問題点を3つだけ指摘し、その解決策・代替案も提案することで、この予算に反対する理由といたします。

1つ目は、第2工区（学研高山地区第2工区）事業化推進。

その事業というのは開発事業であって、里山保全活用事業ではなく、要するに、生駒市北部に広がる広大な里山（第2工区）をこわし、つまり、山を削りその土で谷を埋めて更地をつくり、そこに複数の大規模自動車専用道路をつくり、それに沿って沢山の工作物をつくることです。

これは、自然破壊と都市過密化が引き起こすコロナパンデミックを促進する愚策といわねばなりません。

また、現在市が作成した開発案は市が進める第2工区へのリニア誘致との整合性のない杜撰なものであること、開発事業の失敗を予感させています。

また、現状は低経済成長で、目ざすべきは脱経済成長という時代に、万一、開発が強行されれば必ずや財政難に襲われ、暗澹たる荒涼とした原野のみ残されるという悲劇、いや、喜劇というべき結果を招来させます。なお、wikipediaには「アリストテレスの規定では（略）喜劇は劣った者を描く（再現する）ものだ」と記載されています。

市がやるべきは、里山の復活・保全・活用により収益をあげる里山資本主義などを導入し、第2工区の自己の所有地を活用して収益を得ることができなくさせられているとの地権者被害から一日でも早く1000人にものぼる地権者を救済することです。



里山(第2工区)の開発



里山(第2工区)の保全と活用

2つ目は、行政主導の市民活動を支援するとの諸事業

これについては、予算委員会の審議が空転し、結局、多くの議員の理解が得られませんでした。これは、整理すると次のようになります。

市民活動をしたい市民に「学びと活躍推進事業」等で学んでいただけ。次に学んだことを生かして「市民活動創造支援事業」等で企画を立案していただけ。そして、その立案したことを「まちサポいこま」等で実践していただけ、というものです。

ざくっといえばこのようになりますが、なぜ理解が困難なのか。それは、よく似た事業がたくさん並べられ、学び・立案・実践の場がばらばらであるからです。そのため、数ばかりが多くて、有効性が極めて低いものとなっています。

また、行政主導ということで、市民の力を信頼しない、かつ、行政の都合のいい方に市民活動をミスリードする危険性を持つものともなっています。

なぜこんなに問題点の多い無駄な事業（＝税金の無駄遣い）が予算化されたのか。その原因是、市民が自ら学び・立案・実践することで市民力を高めるのに最も効果的であった「マイサポ事業」を昨年3月に廃止したからです。

有効性が低いだけでなく問題点の多い行政お仕着せの市民活動支援諸事業こそ廃止・取りやめ、昨年3月に廃止された「マイサポ事業」の復活を求めます。

みんなが安心して楽しく生きていける社会をつくるためには市



議会コンシェルジュ

民力を強めることができますが、そのためには、「マイサボ事業」の復活・推進が必要です。

### 3つ目は、スクールカウンセラー。

これは文科省のHPによればいじめや不登校などの相談業務をおこなうために配置されたものですが、常駐ではありません。週に1日～2日、それぞれ数時間、臨床心理士さんが学校にこられるというもので、日によって異なる方が来られることもあります。

このことをみるだけでもこれは有効性がありません。深刻な相談というものは、いつでもどこでもおこなわれなくては意味をなしません。また、知らない人に生徒は深刻な相談はしません（おしゃべり程度ならするでしょう）。

いじめ・不登校のない学校では、教師は常に生徒に「いつでもどんなことでも相談してね」といっています。それは、君をいつでも見守っている。いざとなれば全力で君を助けるという合図を送っていることです。こうして教師は生徒からゆるぎない信頼を得ています。

しかし、生徒が教員に相談しにきたとき、教員が「相談はカウンセラーの先生としてね。」といったらどうなるでしょうか。生徒は、教員から見捨てられたと衝撃を受け、親にも心配かけまいと相談できず、絶望して時には死を選ぶこともあります。

簡潔明瞭にいうと、カウンセラーは、教師の最大任務は生徒との相談である学校にあっては、不要であるどころか、教師と生徒との信頼関係の構築を阻害、または、それを壊す、弊害の大きなもので、ときには生徒に重大な結果をもたらすリスクがあるものです。

カウンセラーは、社員同士が競争相手で上司はパワハラする人という、相談できる人がいない企業でこそ、企業カウンセラーとして不可欠な存在であり、臨床心理士さんには、学校ではなく、企業や、相談相手が見つけにくい地域などで活躍していただくべきです。

みんなが安心して楽しく生きていける社会をつくるためには、生徒が有為な人材（自らの基本的人権を守ると同時に他者の基本的人権をも尊重し守る人間）に育っていける学校が必要ですが、いじめ・不登校がある学校では、それはできません。

いじめ・不登校をなくすには、教師と生徒とが固い信頼関係で結ばれていることが必要です。それを阻害するスクールカウンセラー制度にたよろうとしない、いつでもどんなことでも生徒が教師に相談できる学校にしていただきたいと思います。

以上により、新年度予算案に反対いたします。

(3) 採決は、次のように、残念な結果に終わりました。

◆令和4年3月定例会 3月24日◆											
賛成			反対			棄権			その他		
13	4	○									
山下 一哉	中嶋 宏明	中尾 節子	梶井 香美	加藤 京子	上村 恵美	山本 大祐	改正 大祐	松本 守	片山 誠也	坪田 かおる	山田 耕三
内林 智子	成田 和子	古村 洋子	竹内 由美	浜田 眞理	塙 吉政	伊 タ ま	白 卒	橋 中	川 原	高 橋	山 田

〈新年度予算案〉の採決結果

## 【2章】スクールカウンセラーについての補足といじめ・登校拒否についてのQ&A

＜この2章は長文になってしまいましたので、文字を小さくせざるを得ませんでした。ご容赦ください。＞

Q1 【1章】で見たようなスクールカウンセラー制度を文科省はなぜ設けたのでしょうか？

A 教育現場にも詳しい臨床心理士に聞いたところ、答は「文科省が忖度して、臨床心理士に就労の場をつくるためだ。」でした。

Q2 いじめ・不登校のない学校（＝楽しい学校）では、カウンセラーにどう対応しているのでしょうか？ 一例を挙げてください。

A カウンセラーの方に相談にいく生徒はいません。なので、お気の毒です。そこで、生徒たちに「何月何日何時から何時までカウンセラーの先生が来られます。せっかく、君たちのために来ていただいているので、おしゃべりしにいくだけでもよいので行ってください。」と頼みます。すると生徒たちは、うれしそうに「相談」しに行きます。

Q3 なぜ、うれしそうに行くのでしょうか？ A 理由は2つあります。

①信頼する先生（＝楽しい学校を作ってくれている先生／カウンセラーの方の幸せのことまで配慮できる先生）の頼みを引き受けた先生が喜んでくれるのがうれしい。

②自分たちを幸せにするために来ていただいている人がどんな人か知りたい。そんな人とお話しをするのがうれしい。

不要であるだけでなく弊害ありリスクすらある制度はやめさせたいのですが、それはできないので、そのようなマイナスの制度を教育効果の高い制度に逆転させて運用しています。

やりようによっては、上記の①や②のような、生徒に思いやりの心や人と人が支えあうことの大切さを学ばさせることができます。

実は、新年度予算案を審査する市民文教委員会で、理事者側に「文科省肝いりのスクールカウンセラー制度はやめることができないのであれば適切に運用してください」とお願いしました。その「適切に運用」というのは、弊害やリスクを取り除いた運用ということで、具体的には、先に記したような運用のことです。

議案審査する委員会は、「質問する」場であって、自説や要望内容・理由を詳しくは述べることはできませんので、この場で、「適切に運用」などスクールカウンセラーについて、Q&Aという形式で詳しく述べています。

Q4 生徒の相談にのらない不適格教員がいるからスクールカウンセラーが必要という意見もありますが？

A 確かに、生徒がいじめの相談にいったとき、「いじめられるお前にも悪いところがある。それを反省しろ」といってみたり、いじめる複数の生徒と相談にきた生徒を一か所に集め、お前らでとことん話し合えと言って自分は立ち去るとか、生徒が何らかの相談にいったとき、面倒くさそうに「今忙しいから別の日にしてくれ」と言うなどの教員もいます。だからといってカウンセラーの方に不適格教員の尻ぬぐいをしていただくのは誤りです。そういう生徒にとって「危険」な教員は、教育現場から切り離して研修機関等で鍛え直さねばなりません。

Q5 なぜ、現場の教師はスクールカウンセラー制度廃止の声をあげないのでしょうか？

A 現場の教師にはそれができません。文科省・教育委員会・管理職の意に反する言動をすれば、評価制度によって低評価され、なんらかの不利益を被ることがあるからです。時にはパワハラさえ被ることがあります。それは、生駒市では議会に報告がないのではないかと思いますが、他の自治体ではあります。

Q6 ついでにお聞きしますが、スクールカウンセラー制度以外に、不要であるのみならず弊害・リスクある学校の制度はありますか？

A あります。Q5で記した評価制度、最近話題になっている教員

免許更新制等ですが、スクールカウンセラーと同様に、一見だけでは良い制度に見えて実は弊害・リスクあるものが多いので、言葉を尽くさねば「有意義なものなのになぜ否定する！」とお叱りを受けてしまうので、ここで記すのは控えますが、現場の教師（管理者は現場の教師とはいわない）の要望でつくられたものでないものは大概そうです。なお、かかる制度が、最近問題となっている教師の多忙化や過労死寸前の長時間労働化や休職の原因となる精神的・身体的負担の増大をもたらしています（スクールカウンセラー制度の適切運用も教師の負担となっています）。

**Q7 そもそも、いじめ・不登校（正しくは、登校拒否）のない学校はどのようにすればつくれるのでしょうか？**

**A1** まず、不登校というのは非有効的な語句であり、登校拒否といわなければならないことを指摘いたします。不登校（学校に行かないこと）には2通りあります。①不適切指導・体罰・不条理な校則等により教員が生徒を脅かし、生徒がいじめ等の不適切行為により他の生徒を脅かす安全・安心でないがゆえに楽しくないから学校に通学するのを拒否する場合（この場合、通学を強制すると、生徒が苦しみ、死を選ぶこともあるのでしてはいけません）。②行く意義があるとは思われない学に行っても楽しくないから通学を拒否する場合（「意義ある学校」であれば、10kmでも歩いて生徒は毎日通うとTV番組「ぽつんと一軒家」は言っています）。なお、不登校の原因を本人が無気力だからとして本人の責任にしてみたり、家庭の問題のせいた、ですませてはなりません。前者は、楽しくない学校に行く気力がなることであり、後者については、その悩みの相談をした上で生徒を助けることが必要です。

基本的人権が侵害されているという①の場合がより深刻ですが、単に不登校というと、「安全・安心でない学校にいくのを拒否する」という意味合いがなくなり、有効なやり方を見えなくさせてしまいます。そして、「（不登校の原因となる）いじめはどこで起こる」というような「呑気な」発言をさせてしまいます。登校拒否は、「（登校拒否を惹起しない）安全・安心な学校」をつくれという生徒たちからの警告であり、「意義ある学校」をつくるってほしいという生徒たちの要請です。

**A2 いじめ・登校拒否のない学校とは、「教師と生徒、生徒同士、教師同士が信頼関係で結ばれ、互いの基本的人権を尊重し合い、すべての人が自己肯定できているがゆえに意義を感じられる楽しい学校」です。**

「二十四の瞳」の大石先生と生徒たちのような、教師と生徒との固い信頼関係を築くために最も効果的なのは「学年初めの個人懇談」です。

個人懇談とは、教師が生徒のありのままの存在を認めながら、心の交流をはかることです。具体的には、生徒の家庭状況（経済状態・家族のことなど）、前の園・学校・学年のこと、交友関係、将来の夢、進路、得意・不得意、好きな事・嫌いな事、悩み・心配事など、およそ考えられる全ての事について話し合います。時には懇談は悩み相談になることもあります。そして、懇談の最後には必ず、「困ったことがあったらいつでも相談してね」と言います。懇談の結果、必要あれば家庭訪問もします。懇談は、「君をいつでも見守っている。いざとなれば全力で君を助ける」という教師の気持ち・決意・態度を生徒に伝える場です。

こうした、学年初めの個人懇談で教師と生徒との信頼関係を築くことができます。もしそれができなかったとすれば、懇談する態度が悪かったためです。学年初めの多忙な時の懇談はきついなアと思いながらするなどしてするからです。懇談はその内容ではなくどのような態度ですかが大切です。「共感は、その内容ではなく、その存在の震え（他者の心を激しく揺さぶる態度・気持ちのこと）にこそ向かう」からです。

こうして、教師と生徒との信頼関係が築かれた上に立ってこそ、「一人の生徒も取り残さない」という教育実践が可能となります。そんな教

育実践の見本が、今年の3月20日より23日まで朝日新聞に連載された「（いま子どもたちは）西成高生の巣立ち」という記事に載っています。この学校は高校ですが、この高校の教師の生徒に向き合う姿勢や生徒との信頼関係の深め方や意義ある学校の作り方などは小中学校の先生方にも大いに役立つでしょう。

**Q8 ほかに言っておきたいことはありますか？**

**A1** 学校には2種類あります。「先生がいるのに、先生がいるから、楽しくない学校」と「先生がいるから楽しい学校」です。「いじめ等の不適切行為や登校拒否（がない学校づくりを先生がしないから、それら）がある学校」は前者で、それらがない学校は後者です。前者では、「先生がいたのに、先生がいたから、生徒が死んだ」ということも起ります。5年前に生駒市立中学校での部活動中に生徒が亡くなった事故がそうでした。この事故の調査結果報告書には、亡くなった生徒は〈日頃から「顧問が怖い」と言っており、「お母さんの1000倍も怖い」と言っていたとのことであった。〉と書かれています。つまり、この学校は「先生がいるのに、先生がいるから、楽しくない学校」だったのです。かかる事故（「学校を原因とする生徒の死」）を繰り返さないためにも、「いじめはどこの学校でも起こりうるから、いじめ対策は必要」（以前、私が聞いた市教委幹部職員の言）などとはいわず、「（いじめ対策など不要な）いじめ等のない学校=先生がいるから楽しい学校」を早急につくっていただきたいと思います。また、2年前には生駒市立中学で、生徒による生徒に対する著しく不適切な行為がありました。かかる行為が起こらないようにするためにも「先生がいるから楽しい学校」（=信頼する先生を悲しませたくない・裏切りたくないから悪いことはしないでおこうと生徒に思わせる学校）づくりは急務です。

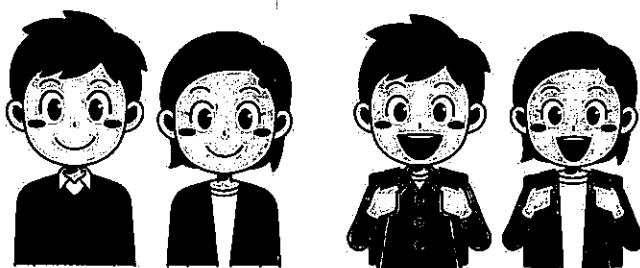
**A2 「私たち（先生も生徒も）は、いじめを許さない！」「みんなでいじめをなくそう！」等を生徒に言う先生がいますが、それはやめたほうがよいと思います。「許さない！」「なくそう！」というのは何らかの「強制力を行使しよう」とするもので、それが必要とされる状況まさにいじめや登校拒否（以下、いじめ等）を引き起こします。いじめ等のない学校とは、いじめ等など起こりようがない学校であり、一切の「強制力」（これは純真な生徒たちを脅かす）がない学校です。また、いじめ等のない学校をつくるのは先生の仕事で、生徒の仕事ではありません。自分たちの仕事がうまくいかないのは生徒が協力しないからだとの言い訳にも聞こえてしまいます。また、そんなしんどい仕事への協力を生徒に呼びかけるのは不適切指導となります。なぜなら、そんなことを呼びかけられたら、純真な生徒たちはいじめ等が起こるのは自分たちが協力しないからだと苦しむことになるからです。**

### 【3章】ポストコロナ社会構築に逆行する都市計画の改悪

(1) 都市計画とは、都市の将来のあるべき姿（人口、土地利用、主要施設等）を想定し、そのために必要な規制、誘導、整備を行い、都市を適正に発展させようとする方法や手段のことです。そして、その方法・手段の1つとして地区計画があります。それは、特定の地区において、住民の合意に基づいて、その地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための計画です。

(2) この3月議会では、市は都市計画の改悪を進めていることが明らかになりました。

1つは、予算委員会の審査の中で指摘された、「壱分町、東生駒三丁目、東生駒四丁目、さつき台一丁目の各一部」の「都市計画の変更」です。これは、①建築物の用途・高さの制限の緩和による、これまでよりも高い建築物の建築の合法化 ②建ぺい率の制限緩和（40%を50%に） ③容積率の制限緩和（60%を80%に）をはかるもので、市は、その実現に向けて3月5日に公聴会を開催しました。



もう一つとして、市は、「生駒市地区計画の変更」をおこなうための「地区計画区域内建築物の制限に関する条例の改定」の議案を提出しました。

実は、地区計画は2つの部分からなります。①罰則を伴う条例にして違反を防ぐ部分（建築物の制限）と②条例にはしないで、違反行為があれば勧告して是正させる部分です。この議案は、①の部分を条例化している条例の改定をしようとする議案です。

(3) この議案に対して、下記のような反対討論を行いました。

#### 記

この議案は、小瀬西、高山学研、緑ヶ丘東の3つの地区的各地区計画の変更をしようとする議案です。前2つの地区の変更については妥当なものですが、3つ目の緑ヶ丘東地区の地区計画変更については2つの重大な問題があり、それを指摘することでこの議案に反対する理由といたします。

1つ目は、敷地面積の最低限度を現在の200m<sup>2</sup>を180m<sup>2</sup>に狭くすること。

2つ目は、容積率を、周辺の住宅地がすべて10分の6、つまり60%なのに、この地区約2.2haだけ、ぽつんと一軒家のように10分の8、つまり80%にすること。

この2つを併せてみると、要するに、狭い敷地にそれに似合わない大きな容積の家を建てさせようとするものです。

現代は、家余りで、空き家がどんどん増えている時代です。これ以上、家を建てる必要はなく、空き家を活用することこそ求められています。

しかし、住宅地を開発する自由を禁止・制限することはできません。ならば、せめて、ポストコロナ社会に対応した住宅地、つまり、コロナパンデミックの原因をなす自然破壊と都市過密化にブレーキをかける住宅地、つまり、緑豊かでゆとりある空間を作り出す住宅地を建設しなければなりません。

しかるに、今回の地区計画変更は、そのような良好な住宅地建設に誘導しようとする方向性を持つものではなく、その逆の、緑が乏しい狭隘な敷地に家が建てこむ劣悪な住宅地建設に誘導しようという方向性を持つものとなっています。

以上のように、この議案は、住宅地開発を、良好な住宅地建設に誘導していくという地区計画の趣旨に反した、その改悪をするものであることにより反対いたします。

(4) 採決は、次のように、残念な結果に終わりました。

◆令和4年3月定例会 3月24日◆									
賛成					反対		追席		
20					2		○		
山下	中嶋	中尾	梶井	加藤	上村	神山	改正	松本	片山
一哉	宏明	節子	憲子	裕美	京子	聰	大祐	守夫	誠也
遠比宿	成田	吉村	竹内	浜田	塙見	吉瀬	伊本	白本	福中
幹	智	善	香	桂	恵	伸	まり	和	真

〈地区計画区域内建築物の制限に関する条例の改定〉の採決結果

(5) この反対すべき議案が議会に提出されないよう、市長に、昨年10月20日付で、下記の「緑ヶ丘東地区の地区計画変更」についての「意見書」を提出しました。しかし、受け入れてはいただけなかったので、この議案が3月議会に提出されたのです。

#### ＜意見書＞

##### 【意見の要旨】

①〈違反行為があれば勧告して是正させる部分〉法定以上のできる限りの緑の保全を図ることの義務付けをすること。

②〈条例にして違反を防ぐ部分（建築物の制限）〉容積率は、8/10ではなく、周辺地域と同様に、6/10とするべき。敷地面積の最低限度は、180m<sup>2</sup>とするのではなく、現行の200m<sup>2</sup>のままでするべき。

##### 【意見の理由】

気候危機は、生産活動により二酸化炭素を主とする地球温暖化ガスの「排出量」が増大する一方、自然破壊による大気中の二酸化炭素の吸収源である緑の喪失による二酸化炭素の「吸収量」が減少することにより進行してきました。また、新型コロナのパンデミックは、自然破壊と都市過密化によってもたらされました。

今後、人類の持続可能性を維持・高めるには、気候危機やパンデミックを回避することが絶対条件となります。そのためには、生産活動ができるだけ縮小し、地球温暖化ガスの排出量の少ないやり方や自然破壊と過密化を招かないものに切り替えていく努力が必要です。

そのような観点にたって本変更案を見れば、それは、上で述べた努力がなされていないものと言わざるをえません。

開発は生産活動です。気候危機やパンデミックを回避するには開発をしないにこしたことではありません。しかし、日本は資本主義国であり、生産活動の自由が認められており、それをストップさせることはできません。そこで、「生産の適正化」が必要となります。生産の適正化とは、先に述べたように、生産ができるだけ縮小したもの、自然破壊と都市過密化ができるだけ招かないものにしていくことです。なお、住宅地開発という生産活動の適正化は、「開発の適正化」と呼ぶことができます。「開発の適正化」とは、カーボンニュートラルを可能な限り追及した開発とすることです。カーボンニュートラルとは、開発等の生産活動で出された温室効果ガスの「排出量」から、緑によるその「吸収量」を差し引いて、温室効果ガスの合計を実質的にゼロにすることです。カーボンニュートラルは言うは易く行は難しだけですが、市民をはじめ人類の未来に責任をとるためにには地方自治体が率先して追及しなければなりません。いいかえれば、住宅地開発がやむをえないのであれば、できるだけ緑豊かな住宅地をつくらねばならないということです。

人類が気候危機やパンデミックに脅かされる時代が到来した今、その到来を招いた資本主義は変わらねばなりません。資本主義を変えようという動きは始まっています。岸田新首相は、その中身はともかく「新しい資本主義」を唱えています。里山資本主義が全国で実践されています。コモン（公共財・共有財）の保全・拡大を進めることで従来の資本主義を乗り越えることを主張する齋藤幸平さんに学ぶ政治家や資本家と呼ばれる人々が増加しています（その代表が、石破茂元自民党幹事長や興銀、ゴールドマン・サックスを経て森ビルCFOとなった堀内勉さん）。また、ESG（環境・社会・企業統治）・CSR（企業の社会的責任）・CSV（共通価値の創造）への投資が進んでいます。「未来型ビジネス」「公益資本主義」「コミュニティビジネス」「地域資源活用事業」「自然資本主義」「ソーシャルデザイン」「倫理資本主義」等の提唱・実践もおこなわれています。国家レベルでは「グリーン・ニューディール」が主張されています。そもそも。SDGsもこれまでの経済活動のありかたの反省に立ったものです。

資本主義は変わろうとしています。民間企業も、従来のあり方から脱皮して「自然環境を保全して新たな価値を創造する」ことを標榜する企業も増加しています。

そんな中、生駒市のみ旧態依然とした行政姿勢を取り続けることは許されません。市が「環境モデル都市」・「みんなでつくる低炭素循環型の住宅都市」・「ゼロカーボンシティ生駒」・「SDGs未来都市」を標榜するなら、なおさら従来からの開発手法を踏襲することをせず、「住宅地開発の適正化」を実行していかねばなりません。変更案では、開発の適正化どころか、従来の開発手法を悪化させたものすら見受けられます。当該地区周辺の住宅地の「容積率」は6/10であるにもかかわらず、8/10とする。現行の「緑ヶ丘東地区」地区計画の「敷地面積の最低限度」は200m<sup>2</sup>であるにもかかわらず、180m<sup>2</sup>とする、などです。

従来の開発手法を悪化させることなく、住宅地開発の適正化（乱開発につながりかねない居住空間の狭隘化・密集化を避けることで心身にゆとりと癒しある住まいづくりとし、美しい景観を持つ、緑豊かな生物多様性を育む、人間と自然が調和した住宅地建設）を誘導していただきたく、お願い申し上げます。（以上）